

令和8年大府市教育委員会規則一覧

公布日 令和8年6月26日

- 第2号 大府市第二レインボーハウス管理規則
- 第3号 大府市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 第4号 大府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 第5号 大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

大府市第二レインボーハウス管理規則をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市教育委員会教育長 松 山 靖

大府市教育委員会規則第2号

大府市第二レインボーハウス管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例（令和8年大府市条例第18号）の規定に基づき、大府市第二レインボーハウスの管理について必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 大府市第二レインボーハウスの休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開設時間)

第3条 大府市第二レインボーハウスの開設時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。

大府市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市教育委員会教育長 松 山 靖

大府市教育委員会規則第3号

大府市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大府市教育委員会事務局組織規則（昭和52年大府市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条第1項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育課</p> <p>学校総務係</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) 学校教育の相談及び<u>長期欠席対策事業</u>に関すること。</p> <p>(22)～(32) 略</p> <p>学校施設係 略</p> <p>放課後係</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 小学生の早朝の居場所づくりに関すること。</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条第1項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育課</p> <p>学校総務係</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) 学校教育の相談及び<u>不登校対策事業</u>に関すること。</p> <p>(22)～(32) 略</p> <p>学校施設係 略</p> <p>放課後係</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市教育委員会教育長 松 山 靖

大府市教育委員会規則第4号

大府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

大府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成25年大府市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員
略	略	略	略
略			
学校施設（体育施設に限る。） の開放に関すること。	市民協働部長 <u>並びに生涯学習課</u> 及びスポーツ振興室の職員	学校施設（体育施設に限る。） の開放に関すること。	市民協働部長及びスポーツ振興 室の職員
略	略	略	略

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市教育委員会教育長 松 山 靖

大府市教育委員会規則第5号

大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成25年大府市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
開放施設	学校名	開放する日	開放する時間	開放施設	学校名	開放する日	開放する時間
略				略			
テニスコート	大府市立大府北 中学校	土曜日・日曜日・祝日	午前8時から 午後6時まで	テニスコート	大府市立大府北 中学校	土曜日・日曜日・祝日	午前8時から 午後6時まで
<u>バスケットボールコート</u>	<u>大府市立大府北 中学校</u>	<u>平日（大府市立学校 管理規則（昭和45年 大府市教育委員会規 則第7号）第6条第 2項に規定する学校 の休業日に限る。）</u>	<u>午前8時から 午後6時まで</u>				

改正後				改正前			
		土曜日・日曜日・祝日					
<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 申請期間は、<u>グラウンド、テニスコート及びバスケットボールコート</u>については、使用日の属する月の1月前の月の<u>第3日曜日</u>から使用日の4日前までとし、体育館及び武道場については、使用日の属する月の1月前の月の<u>第3土曜日</u>から使用日の4日前までとする。</p> <p>3 <u>グラウンド、テニスコート及びバスケットボールコート</u>（夜間照明施設を利用する場合を除く。）の開放する時間の終了時刻よりも日没時刻が早い場合は、日没時刻をもって終了時刻とする。</p>				<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 申請期間は、<u>グラウンド及びテニスコート</u>については、使用日の属する月の1月前の月の<u>20日</u>から使用日の4日前までとし、体育館及び武道場については、使用日の属する月の1月前の月の<u>26日</u>から使用日の4日前までとする。</p> <p>3 <u>グラウンド及びテニスコート</u>（夜間照明施設を利用する場合を除く。）の開放する時間の終了時刻よりも日没時刻が早い場合は、日没時刻をもって終了時刻とする。</p>			

第1号様式、第3号様式、第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後に開放施設を使用しようとする者は、同日前であっても当該使用に係る大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第8条の手続に従い、改正後の第1号様式を提出することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の規定に基づき作成されている諸用紙は、改正後の大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。